

上下水道局発注工事の中間前金払について

1 中間前金払制度

1 件の当初請負金額が 1 3 0 万円超の工事で、契約当初の前払金（請負金額の 1 0 分の 4）に加え、一定の要件を満たしている場合に、請負代金の 1 0 分の 2 を追加して前払いできる制度

2 中間前金払の要件

次の全ての要件を満たす場合

- 工期の 2 分の 1 を経過していること。
- 工程表により工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべきものとされている作業が行われていること。
- 既に行われた工事の経費が請負代金の 2 分の 1 以上に相当すること。

3 認定請求の方法

